

# ■国内手配旅行条件書

- ・お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。
- ・本旅行条件書はお客様との国内手配旅行契約が成立した場合は、契約書面の一部となります。  
当社はお客様のご依頼により、旅行の手配を引き受ける契約をする場合、契約の内容・条件はこの旅行条件書のほか、旅行申込書及び旅行出発前にお渡しする乗車券・宿泊券等に記載するところによります。

## 1. 旅行のお申し込み

- (1) 当社所定の旅行申込書に必要事項を記入の上、旅行代金概算の20%相当額以上の申込金を添えてお申し込みください。なお、申込金は旅行代金の一部といたします。
- (2) 当社は電話等の通信手段による手配旅行のお申し込みを受け付けます。但し、運輸・宿泊等の機関により、お申し込みをお引受けできない場合がありますので予めご了承ください。詳しくは係員にお尋ねください。

## 2. 旅行契約の成立

旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立いたします。但し、乗車券または宿泊券だけの取得を目的とする場合は、口頭によるお申し込みを受け、当社が承諾したときに成立いたします。

## 3. 旅行代金のお支払い

旅行代金は乗車券・宿泊券類等クーポン券をお渡しの際、または旅行申込書等で定めた日までにお支払いください。

#### 4. 旅行業務取扱料金

旅行の予約手配、クーポン券類の発行に対して次の旅行業務取扱料金を申し受けます。

内容		料金	
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の20%
		個人(上記以外の場合)	1件につき、1,000円以上 旅行代金総額の20%以内
	宿泊券のみの場合	15人以上の団体手配旅行の場合	宿泊券額面の20%
		個人(上記以外の場合)	1件につき500円以上 旅行代金総額の20%以内
	運送機関のみの場合		1件につき500円以上 旅行代金総額の20%以内
添乗サービス料金(宿泊、交通費等の旅行実費を除く。)			添乗員1人1日につき 30,000円
変更手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合	変更に係る部分の変更前の旅行代金の20%
		個人(上記以外の場合)	1件につき、1,000円以上 変更前の旅行代金の20%以内
	運送機関の予約・手配の変更		1件につき、500円以上 変更前の旅行代金の20%以内
宿泊機関の予約・手配の変更 (宿泊券の切替えが必要な場合はそれを含む)		1件につき、500円以上 変更前の旅行代金の20%以内	
取消手続料金	運送機関の手配の取消し (未使用乗車船券の精算手続がある場合はそれを含む)		1件につき500円以上取消した 旅行代金の20%以内
	宿泊機関の手配の取消し (未使用宿泊券の精算手続がある場合はそれを含む)		1件につき500円以上取消した 旅行代金の20%以内
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等のための通信連絡を行った場合等		1件につき500円 (電話料、電報料は別)

注1. 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程による旅行をされる場合をいいます。

注2. お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記の変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。

注3. 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。

注4. 消費税は別途必要となります。

## 5. 変更・解除手数料

- (1) お客様のご希望により変更又は解除を行なう場合は、変更に係る変更手数料金及び解除に係る取消手数料金として、上記第4項該当の金額を申し受けます。また、これにより生じる旅行代金の増減はお客様に帰するものです。
- (2) お客様のご都合で所定の期日までに旅行代金が支払われない時は、契約を解除することがあります。  
この場合、お客様は運輸・宿泊機関等へ支払う取消料・違約料をご負担いただくと共に、当社は取扱料金と取消手数料金を申し受けます。

## 6. 旅行代金の変更

お申し込み引き受け後であっても、運輸・宿泊機関等の料金が改訂された場合は、旅行代金を変更することがあります。

## 7. 当社の責任と損害賠償及び免責事項

- (1) 当社は、当社または当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えた場合は、損害発生日の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、その損害を賠償します。
- (2) お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、当社は本項(1)の場合を除き、当該損害を賠償する責任を負いません。
  - ① 天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令、出入国規制、感染症による隔離またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - ② 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止・事故・火災またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - ③ 自由行動中の事故
  - ④ 食中毒
  - ⑤ 盗難
  - ⑥ 運輸機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- (3) 手荷物について生じ本項(1)の損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様につき15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

## 8. お客様の責任

- (1) お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、当社は当該お客様より損害の賠償を申し受けます
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の旅行契約内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) 旅行開始後において、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したとき、旅行中に事故が発生したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申し出てください。

## 9. 国内旅行保険について

国内手配旅行については、旅行傷害保険を付保していません。安心してご旅行をしていただくために、お客様ご自身で必ず国内旅行総合保険をおかけになられるようおすすめいたします。詳しくは係員にお尋ねください。

## 10. 個人情報の取り扱いについて

当社は、旅行申込みの際にご提供いただいた個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様の買い物の便宜のために必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社等に対し、お客様の氏名、連絡先等の個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。お申し込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

また、このほか当社では下記の項目にてお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

- ① 当社及び当社と提携する会社の商品やサービス、キャンペーンのご案内
- ② 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い
- ③ アンケートのお願い
- ④ 特典、サービスの提供
- ⑤ 統計資料の作成
- ⑥ お客様からのお問合せやご相談の回答等

## 11. その他

- (1) お客様に便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましてお客様の責任で購入していただきます。
- (2) 旅館・ホテル等においてお客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税が課せられます。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

## 12. 約款準拠

本旅行条件説明書面のない事項は、当社の旅行業約款(手配旅行約款の部)の定めるところによります。当社の旅行業約款をご希望の方は当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページからもご覧になれます。

旅行企画・実施

株式会社飯田産業  
〒180-0022 東京都武蔵野市境 2-2-2  
(東京都知事登録旅行業 第 2-8251 号)